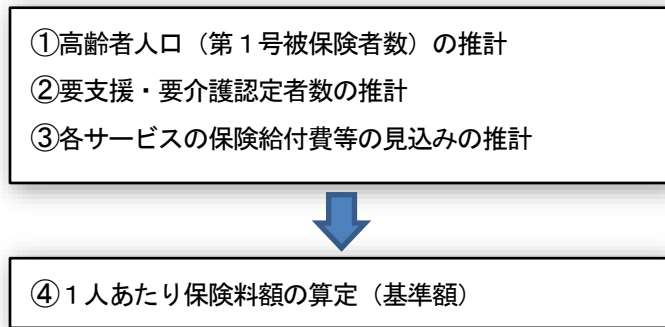


介護保険料の改定について

1 介護保険料算定の流れ



2 介護保険給付費等の見込み

(1) 被保険者数及び要介護認定者数の見込み

(単位：人)

項目	期・年度	第8期計画期間			
		第7期 令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者数 (65歳以上)		253,347	267,299	267,845	270,001
要支援・要介護認定者数		43,833	45,543	47,883	50,407

- (注) 1 令和2年度は9月末時点での実績値
 2 令和3年度以降は推計値
 3 認定者数は第1号被保険者のみ

(2) 保険給付費及び地域支援事業費の見込み

令和3年度から令和5年度にかかる保険給付費等の総計は、約2,312億円

項目	期・年度	第8期計画期間			
		第7期 令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保険給付費		64,533	68,463	73,163	77,332
居宅サービス		44,883	46,503	49,837	52,820
介護サービス		43,580	45,182	48,442	51,360
介護予防サービス		1,303	1,321	1,395	1,460
施設サービス		16,119	18,734	20,117	21,140
その他		3,531	3,226	3,209	3,372
地域支援事業費		3,287	3,877	4,113	4,260
合 計		67,820	72,340	77,276	81,592
		約2,312億円			

- (注) 1 令和2年度は令和2年10月末決算見込み額
 2 令和3年度以降は推計値
 3 「その他」は、特定入所者介護サービス等費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料の合算
 4 「地域支援事業費」は、介護予防事業、あんしんケアセンター運営、介護給付適正化事業などの経費の合算

3 第8期介護保険料について

基準月額 5,400円 (前期比+100円 改定率1.9%)

【改定のポイント】

- ① 保険料段階（13段階）及び保険料率は、第7期と同様とする。
- ② 公費投入による低所得者における負担軽減については、第1段階から第3段階の保険料軽減を継続する。

(例) 第1段階 料率 0.5 → 0.3

月額 2,700円 → 1,620円 (△1,080円の軽減)

- ③ 千葉市介護給付準備基金の活用

千葉市介護給付準備基金の残高が約51億円あり、そのうち約25億円を取り崩して介護保険料を軽減する。(団塊の世代が後期高齢者となる令和7年(第9期計画期間)には、高齢化が一段と進み、給付費等の需要の増加がさらに見込まれることから、介護保険料の急激な上昇を防ぐため、一定額を確保しておく。)

第7期(令和2年度)

段階	対象となる方	保険料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の方、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付を受給している方等 世帯員全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方等	×0.3	1,590円	19,080円
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超えて120万円以下の方等	×0.4	2,120円	25,440円
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で第1・2段階以外の方等	×0.7	3,710円	44,520円
第4段階	同じ世帯に市民税課税者がいる方で、本人が市民税非課税で課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方等	×0.9	4,770円	57,240円
第5段階(基準)	同じ世帯に市民税課税者がいる方で、本人が市民税非課税で第4段階以外の方等	×1.0	5,300円	63,600円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額80万円未満の方等	×1.05	5,565円	66,780円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額80万円以上125万円未満の方等	×1.1	5,830円	69,960円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額125万円以上190万円未満の方等	×1.25	6,625円	79,500円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額190万円以上300万円未満の方等	×1.5	7,950円	95,400円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額300万円以上500万円未満の方等	×1.75	9,275円	111,300円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額500万円以上700万円未満の方等	×2.0	10,600円	127,200円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額700万円以上900万円未満の方等	×2.25	11,925円	143,100円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額900万円以上の方	×2.4	12,720円	152,640円

第8期(令和3~5年度)

段階	対象となる方	保険料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の方、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付を受給している方等 世帯員全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方等	×0.3	1,620円	19,440円
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超えて120万円以下の方等	×0.4	2,160円	25,920円
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で第1・2段階以外の方等	×0.7	3,780円	45,360円
第4段階	同じ世帯に市民税課税者がいる方で、本人が市民税非課税で課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方等	×0.9	4,860円	58,320円
第5段階(基準)	同じ世帯に市民税課税者がいる方で、本人が市民税非課税で第4段階以外の方等	×1.0	5,400円	64,800円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額80万円未満の方等	×1.05	5,670円	68,040円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額80万円以上125万円未満の方等	×1.1	5,940円	71,280円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額125万円以上190万円未満の方等	×1.25	6,750円	81,000円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額190万円以上300万円未満の方等	×1.5	8,100円	97,200円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額300万円以上500万円未満の方等	×1.75	9,450円	113,400円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額500万円以上700万円未満の方等	×2.0	10,800円	129,600円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額700万円以上900万円未満の方等	×2.25	12,150円	145,800円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額900万円以上の方	×2.4	12,960円	155,520円

(注) 第1段階から第3段階は、消費税増税分を財源とした公費投入による軽減後の保険料率、保険料額

4 各市第8期(令和3年度～令和5年度)介護保険料

令和3年2月9日時点

政令指定都市	第8期介護保険料 (基準額)	8期⇄7期	第7期基準額
千葉市	5,400円	⇄100円	5,300円
札幌市	5,773円	±0円	5,773円
仙台市	6,000円	⇄107円	5,893円
さいたま市	6,034円	⇄613円	5,421円
横浜市	6,500円	⇄300円	6,200円
川崎市	6,315円	⇄490円	5,825円
相模原市	6,000円	⇄200円	5,800円
新潟市	6,641円	⇄288円	6,353円
静岡市	6,325円	⇄833円	5,492円
浜松市	5,859円	⇄325円	5,534円
名古屋市	6,642円	⇄251円	6,391円
京都市	6,800円	⇄200円	6,600円
大阪市	8,094円	⇄167円	7,927円
堺市	6,790円	⇄167円	6,623円
神戸市	6,400円	⇄140円	6,260円
岡山市	6,640円	⇄480円	6,160円
広島市	6,250円	⇄80円	6,170円
北九州市	6,540円	⇄450円	6,090円
福岡市	6,225円	⇄147円	6,078円
熊本市	6,400円	⇄360円	6,760円
政令市平均 (千葉市含む)	6,381円	⇄249円	6,133円

令和3年2月19日時点

県内主要市	第8期介護保険料 (基準額)	8期⇄7期	第7期基準額
市川市	5,800円	⇄300円	5,500円
船橋市	5,400円	⇄100円	5,300円
松戸市	5,600円	⇄100円	5,500円
柏市	5,600円	±0円	5,600円